指 名 停 止 措 置 の 概 要

１ 指名停止措置業者名 ：　株式会社長谷駒組（法人番号6410001002114）
　　業者の住所 ：　秋田県秋田市南通築地８－１０

２ 指名停止措置期間 ：　令和8年11月4日 から 令和8年12月3日 まで（1か月）

３ 指名停止措置の範囲 ：　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

４ 事　実　概　要 ：　上記有資格者は、民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業許可を有しない者との間に、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年9月10日、秋田県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５ 指名停止措置理由 ：　上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○　指名停止措置要領（抄）
　付表第２

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） １３　対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１月以上９月以内